

沖縄県立名護特別支援学校幼稚部入学者選抜 志願前相談実施要領

1 目的

- (1) 対象幼児及びその保護者等（以下「幼児等」という。）に特別支援学校の教育内容等を理解してもらい、希望進路の意思確認をする。
- (2) 幼児等が実態に応じた教育環境の下で学習ができるように、障害の状態を把握し、適切な進路選択ができるよう助言を行う。

2 対象者

- (1) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害（視覚、聴覚、知的）のいずれかの主障害が概ね中度から重度に該当する者。
※軽度の者は通常学級の対象。
- (2) 幼稚部入学者選抜の対象者は、該当する主障害の身体障害者手帳若しくは療育手帳等を所持している者（両方を所持している場合は両方）。
※1 対象者でも証明書類がなければ、志願前相談、募集要項説明会、願書受付等ができない。
※2 身体障害者手帳及び療育手帳等の更新手続が必要な場合は予め完了しておくものとする（出願時に更新期限が超過した手帳等は無効とする）。
※3 手帳未取得の場合は、暫定的に、主障害の程度が証明可能な各専門医（眼科（視覚）、耳鼻科（聴覚）、小児精神科（知的）など）の診断書。